

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度 県単道路橋梁総務事業に伴う道路パトロール支援システム運用業務
箇所名 県内一円

(2) 業務の目的

本業務の目的は、長野県が管理する道路において、各現地機関の職員が実施している道路パトロールに新技術（道路パトロール支援システム）を用いることで、パトロール業務の効率化を検証するとともに、路面点検にも本技術を用いてAI技術を活用して損傷状況を解析することにより、点検結果の見える化や舗装の修繕計画立案に必要な基礎データを作成することを目的とする。

(3) 業務内容

ア 計画準備

(ア) 計画準備

本業務の目的及び内容を十分に理解した上で、実施項目、実施内容及び実施工程を取りまとめた業務計画書を作成する。

(イ) 資料収集整理

本業務に必要と認められる関連資料、過年度の点検結果等の収集、内容の整理を行う。

イ 打合せ

打合せは、業務着手時、中間打合せ、納品時の計3回実施する。なお中間を除く2回の打合せには、管理技術者が必ず立ち会うものとする。

また、各事務所または各地区において通信機器の操作研修会を行うものとする。

ウ システムの運用について

受注者は、システム運用に必要な計測機器を発注者に貸出するものとする。

また、受注者は、貸出機器で取得したパトロール情報、画像等のデータを送信し分析できる通信サービス及び撮影した画像等や路面性状の評価指標（ひび割れ率）等を表示する画面を提供するものとする。

エ スマートフォン等を用いた日常点検（道路パトロール支援機能）

(ア) 巡回日、出発時刻、帰庁時刻の情報が自動で記録できること。

(イ) 巡回中に異状を発見した場合、路線、地点名、状況、写真、コメントをシステムに記録でき、画面上で確認できること。

オ スマートフォン等を用いた日常点検（道路パトロール日誌作成機能）

(ア) 本システムで記録した道路パトロール情報の検索・照会・更新・出力を可能とすること。

(イ) パトロール日誌に、巡回日、出発時刻、帰庁時刻、距離、天候、コース名、班員を表示し出力できること。

- (ウ) 損傷を記録した場合、路線、地点名、状況、写真、コメント、位置図を日誌に付記し出力できること。
- (エ) パトロール日誌について、長野県が管理する施設情報を GIS 上で閲覧できるシステムであるインフラデータプラットフォームに連動できるファイル形式で出力できる機能を有すること。
(ファイル仕様については発注者と協議すること)

カ 舗装修繕計画立案に向けた基礎データの収集（路面点検機能）

- (ア) 道路パトロール車両内に設置した計測機器により撮影した路面の画像データを AI 解析し、ひび割れ率を算出する機能を有すること。
- (イ) ひび割れ率の評価単位区間は原則 100m 単位を基本とし、区間毎に健全度の評価を行うこと。
健全度のランクは I（健全）・II（補修段階）・III（修繕段階）の 3 段階を基本とし、健全度判定方法は「長野県舗装長寿命化修繕計画」に準拠すること。
- (ウ) ひび割れ以外の損傷状況として、計測データからポットホールが検出できること。
- (エ) 点検頻度は、各事務所の道路パトロールの予定に準拠するが、試行運用業務のため、対象路線については、正規ルート、逆ルートを最低 1 回/月の測定を行うこと。
- (オ) これらの基礎データについて、長野県が管理する施設情報を GIS 上で閲覧できるシステムであるインフラデータプラットフォームに連動できるファイル形式で出力できる機能を有すること。
(ファイル仕様については発注者と協議すること)

キ システム運用の条件

- (ア) 対象路線
長野県が管理する国道及び県道で、自転車道を除く延長 5,141km とする。
(道路現況 令和 4 年 4 月 1 日現在 長野県建設部より)

- (イ) 計測拠点、台数
15 事務所、15 台

ク 報告書

報告書は、道路パトロール支援システムとしての有用性を検証し、検証業務は有資格者が参加すること。また、次年度以降のシステム運用仕様の整理を含め取りまとめること。

(4) 技術提案を求める具体的内容

ア 配置予定技術者の資格、経歴、実績、手持ち業務の状況

イ 業務等に関する経費及びその内訳

ウ 個別評価項目

- ・パトロール日誌作成の効率化（仕様要求性能が標準またはカスタマイズにより実現できるか）
- ・計測機器や試験結果の精度（公的機関や国土交通省等の性能試験で評価を受けているか）
- ・AI 解析による損傷状況の検出（日常のパトロールの効率化につながる基礎データが得られるか）
- ・計測データの活用（修繕計画を立案するために必要な情報を得られるか）
- ・システムの運用支援及び保守体制（システムの運用支援及び保守体制を確立しているか）

(5) 履行期限 令和 7 年 3 月 14 日

(6) 業務実施上の要件

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、下記の基準に基づくものとする。なお、業務を進めていく中でこれに明記されていない事象が発生した場合は、監督員との協議により決定すること。

ア 舗装点検要領（平成 28 年 10 月 国土交通省 道路局）

イ 舗装点検必携（平成 29 年 4 月 公益社団法人 日本道路協会）

ウ 舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針（平成 30 年 9 月 公益社団法人 日本道路協会）

エ 舗装調査・試験法便覧平成 31 年度版（平成 31 年 3 月 公益社団法人 日本道路協会）

オ 長野県舗装長寿命化修繕計画（令和 5 年 3 月 長野県建設部道路管理課）

(7) 成果品

報告書 A4 版ファイル綴り 1 部

電子データ CD-R 正副 2 枚

（インフラデータプラットフォーム連動用ファイルは容量により別葉とすることも可）

(8) 業務予算額 概ね 13,200 千円（税込）

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（道路）を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日告示第 717 号。以下同じ）に基づき、建設コンサルタント（道路）登録を受けていること。
- (3) 掲示日時点で所属技術者が 3 名以上いること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (13) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (14) 委託の主たる部分について、再委託または技術協力ががないこと。
- (15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等

に関する法律に基づく特例子会社を除く。)

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(16) 同種または類似の業務の実績として、スマートフォン等の計測機器を用いたAI解析による路面簡易点検の実績を有していること。※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成21年4月1日から提示日の前日までに完了した業務が該当します。

なお、設計共同体の場合は、各構成員のいずれかが実績を有するものとする。

(17) 当該業務の実施体制

ア 配置予定管理技術者は、技術士 建設部門(道路)、または、認定技術管理者 道路部門、または、RCCM 道路部門いずれかの資格を有すること。

イ 配置予定照査技術者は、技術士 建設部門(科目指定なし)、または、認定技術管理者 道路部門、または、RCCM 道路部門いずれかの資格を有すること。(管理技術者と兼務不可)

(18) 本業務は「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明とともに資格審査申請を行い、認定を受け、かつ各構成員すべてが上記(1)から(17)までの要件を満たした設計共同体についても参加を認める。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況(専門分野職員の状況)

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。

③ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

④ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 同種または類似の業務の実績

① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

② 掲示の日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。

③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

① 配置予定の技術者について記載すること。

② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下 692-2

長野県建設部道路管理課維持舗装係

(課長補佐兼維持舗装係長) 小宮山 秀一 (担当) 松井 厚一郎

電話 026-235-7302

ファクシミリ 026-235-7369

電子メール michikanri-i@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和6年4月11日(木)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りま。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(18)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付書類を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 同種又は類似の業務の実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
4 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定者がいるか
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、道路管理課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、道路管理課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めな

い。) 以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3 (4) に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)

③ 受付方法 ファクシミリまたはメール等とします。(回答を受ける担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを併記すること)

なお、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

④ 回答方法 ファクシミリまたはメールによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号によるものとし、上記1 (4) に定めるテーマにあっては、当該様式中「3 技術提案」として次のとおりとりまとめること。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

① 主な業務経歴は揭示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。(平成21年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務。)

② 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。

③ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

④ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から令和6年4月11日(木)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 ファクシミリまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和6年4月17日(水))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年4月23日(火)(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
- イ 提出場所 3(4)に同じ。
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参または郵送とします。
 郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
 ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。
- オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。
 技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ア 予定日 令和6年5月9日(木) (変更の場合があります)
- イ 場所 長野県庁 議会増築棟4階 404号会議室 (詳細については決定次第連絡します)
- ウ 時間 各者30分程度を予定 (提案者の公募数により変更の場合があります)
- エ その他 パソコンは持ち込み可能、プロジェクターは発注者で用意します。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

- ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合
- イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (20点)	管理技術者 (15点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
費用 (15点)	費用の妥当性		・効率的な費用となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (50点)	パトロール日誌作成の効率化(10点)	実現性	・仕様要求性能が標準またはカスタマイズにより実現できるか
	計測機器や試験結果の精度(10点)	的確性	・公的機関や国土交通省等の性能試験で評価を受けているか
	AI解析による損傷状況の検出(10点)	独創性	・日常のパトロールの効率化につながる基礎データが得られるか
	計測データの活用(10点)	実現性	・修繕計画を立案するために必要な情報を得られるか
	システムの運用支援及び保守体制(10点)	信頼性	・システムの運用支援及び保守体制を確立しているか
技術者の技術力及び意欲等(10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか

費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点	・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評価点の合計結果 (100点)		

(注1) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。
技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分るように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、道路管理課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、道路管理課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、道路管理課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 ファクシミリまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 ファクシミリまたはメールによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 関連情報を入手するための窓口：3（4）に同じ

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。